

第1回 生活道路における交通安全対策検討委員会 議事要旨

1. 日時

令和6年6月28日(金) 10:00~11:30

2. 出席委員(敬称略)

久保田委員長、赤羽委員、小嶋委員、浜岡委員、栗本委員、山縣委員、岩瀬委員、伊藤委員

3. 議事

- 生活道路の交通安全を取り巻く環境、課題と論点について
- 今後の進め方について

4. 議事概要 (各論点に対していただいた主な意見)

(1)委員会設立趣旨、規約について

- 事務局から規約についての説明が行われ、本規約にて了承された。
- 規約の第4条に基づき、事務局の推薦及び委員の確認により、久保田委員を委員長と定めた。
- 規約の第5条に基づき、委員長はワーキングチームを設置することを認めた。
- 規約の第8条に基づき、本委員会は公開で行われることが了承された。

(2)「論点① 凸部や狭さく部に係る技術基準等の充実化」について

- 物理的デバイスの効果が不明瞭なものは検証を行い、技術基準等に反映することが有効。
- 技術基準等の改定については、既存の技術基準に掲載のない技術も含め、幅広い検討をしていただきたい。
- 横断歩道と狭さくを組み合わせた物理的デバイスは有用に思うため、その有効性も含めて検討してほしい。
- ハンプ路面表示等の正しい理解促進のため、物理的デバイスの構造面のみならず、色、表示等についても整理・周知することが必要。

(3)「論点② 地域での適切な交通安全対策の推進」について

- 通過交通の発生要因や道路利用者別の特性、地方部・都市部等の地域分類等を考慮した分析と対応策の検討が必要。
- ビッグデータの活用や合意形成等、一部の自治体で実施している先進的な取り組みやノウハウを他の地方公共団体にいかに効率的に普及できるかが課題であり、多くの地方公共団体がビッグデータを簡便に使えるような仕組みにしていくことが重要。
- 生活道路の具体的な対策検討に着手するための準備、予算確保等のステップも含めた手引きが必要。
- 地域の合意のもと適切な対策を進めていく観点からは、行政側からの分析結果・課題提起だけでなく、地域からの要望も踏まえて検討箇所を設定する等の、“地域住民に「自分

事」として参画し続けてもらえる工夫”が必要。その上で、データの利活用等により行政側が対策案を示し合意形成をはかっていくことが重要。

- 中央線のない道路における法定速度引き下げを検討中。令和 8 年 9 月の施行を目指しパブリックコメントを実施中。
- 中央線のない道路における法定速度引き下げ実施後も、ゾーン 30 プラスの取組みは引き続き継続し、その実効性も担保できるよう取締りも推進していただきたい。
- 令和 3 年通学路合同点検に基づく対策が未了の箇所については、早期完了に向けた更なる取組みの加速が必要。

(4)「論点③ 道路の機能分化の視点も踏まえた、幹線道路と生活道路の包括的な安全対策」について

- 道路機能の階層化による生活道路の通過交通削減を実現するためには、幹線道路と生活道路をセットで対策することが必要。
- 生活道路の通過交通の発生源対策として幹線道路の円滑化対策を連携させる場合には、短期・中長期の時間軸があることを認識した検討と実践が必要。
- 上記で連携する幹線道路での円滑化対策が時間を要する場合には、その完了を待つだけでなく、生活道路の交通安全対策も並行して速やかに進めていくことが重要。

以上